

農地法第3条許可申請 添付書類一覧

※赤枠内の書類が必須となりますが、状況に応じて以下の書類も追加で必要となります

区 分	添 付 書 類	備 考
必ず必要な書類	「申請する土地の登記簿	法務局で 3カ月以内 に発行されたもの
	「申請する土地の地籍図	法務局で 3カ月以内 に発行のもので、該当箇所をマーカー等で表示
	「申請する土地の位置図	地図上に申請地の場所をマーカー等で表示
	「通作ルート図	地図の写しに譲受人自宅から土地までのルート図をマーカー等で表示
	「農地等利用計画書	譲受人が申請農地での営農計画を記載するもの
○譲渡人		
登記簿の所有者住所と譲渡する申請人の住所が異なるとき	「住民票もしくは戸籍の附票	住民票・戸籍担当課で 3ヶ月以内 に発行されたもの 登記簿に記載された住所から現在の住所への変更の経過が明記されているもの
相続登記が未了のとき (最終的に所有権移転登記の前に相続登記をすることになりますので、相続登記後に手続きすることをお勧めします)	「相続関係説明図（系図）	相続人全員が分かるものが必要です（遺言書や遺産分割協議がなく、法定相続分で相続する場合） 法務局で発行する「法定相続情報証明」でも可
	「戸籍謄本 （相続人が全員分かるもの）	
	「住民票もしくは戸籍の附票 （相続人全員の住所が分かるもの）	
	「相続権利者全員の同意書	相続人権利全員の同意書
	「遺言書、遺産分割協議書、相続放棄書等の写し	法定相続分での相続ではない場合や法定相続を放棄した場合、必要となります
耕作者がいるとき	「合意解約届	農地の権利設定がついている場合、解約手続きが必要です 但し、土地をそのまま譲渡する場合は不要 ※現在の耕作者に譲渡する場合であり、特にその者の世帯員もしくは構成員が譲受する場合には、関係者であることを証明できる書類が別途必要
	※利用権や中間管理機構を通して耕作権の設定をせず、当事者間で契約を結んでいるケース（口約束等含む）が多く見受けられます。こういった場合は提出する書類はありませんが、現在の耕作者との話し合いを申請前に必ずしておいてください。	
○譲受人（個人・法人）		
譲受人の国籍が日本以外のとき	「住民票、在留カード、在留資格認定証明書等	国籍及び在留資格が分かるもの
越前市以外の農業者が譲受けするとき	「耕作状況確認書	住所地のある農業委員会にて発行
新規就農者が譲受けするとき	「営農計画書	今後の営農計画を記載するもの
仮登記されているとき	「仮登記権者の同意書	仮登記人が譲受けする場合は不要 譲渡人が仮登記権を外してから申請する場合は不要
○譲受人（法人のみ）		
譲受人が法人のとき	「法人登記簿謄本	法務局で発行、 3か月以内 のもの
	「定款の写し	